

関東学院大学教育学部履修規程

(2015年3月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則に基づき、教育学部（以下「本学部」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学部における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

4 授業時間は、45分をもって1時間とみなす。

(科目の区分)

第3条 科目の区分は、次のとおりとする。

共通科目	教養・総合分野（教養ゼミナール、キリスト教、人文、社会、自然、生活芸術、キャリアデザイン）
	コンピュータ・リテラシー分野
	外国語分野（英語、その他）
	保健体育分野
専門科目	学科基幹科目、学科専門科目

2 科目名及び単位数は、別に掲げる「授業科目配当表」のとおりとする。

3 前項の科目は、次の各号のとおり取扱いを区分する。

(1) 必修科目 単位修得を必要とする科目

(2) 選択必修科目 決められた範囲の中から所定の単位数以上の修得を必要とする科目

(3) 選択科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入するもの

(4) 自由科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入しないもの

(卒業の要件)

第4条 本学部にて4年（8セメスター）以上在学し、次項の要件を満たした者に卒業資格を認める。

2 各学科の卒業に必要な所定の単位数とその構成要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

(単位の修得)

第5条 科目の単位の修得は、試験によって行うことを原則とする。

2 試験については、別に定める試験規程による。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格として単位の修得を認め、不可は不合格とする。

4 修得した単位の取消しは認めない。

(GPAの算出)

第6条 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、司書課程開講科目、学校図書館司書教諭課程開講科目及び第8条第2項第4号に定める科目の単位数は含まないこととする。

(成績の通知)

第7条 学生への成績の通知は、各学期の終了日までに行う。ただし、卒業に係る学生については当学期の卒業資格取得者発表時に成績を通知する。

2 記載の成績に疑問がある場合には、速やかに教務課へ申し出ることとする。ただし、申し出の期限は、次学期の開始日から起算して14日以内とする。

(履修登録)

第8条 科目を履修するに際しては、「授業科目配当表」に基づき履修登録を行わなければならない。

2 履修登録に関しては、次の各号のとおりとする。

- (1) 年度始めに期日を定め、履修指導を行う。
- (2) 年度始めの決められた期間に、その年度の春学期及び秋学期に履修するすべての科目について履修登録しなければならない。よって、履修登録締切日後は原則として履修登録は受け付けない。
- (3) 秋学期の始めに期日を定めて履修指導及び履修登録変更の受け付けを行う。よって、秋学期の履修登録に変更がある場合には、所定の期日までに履修登録変更の手続きを行わなければならない。
ただし、「校外実習」の科目については、履修登録の変更を認めない場合がある。
- (4) 春学期及び秋学期に期日を定めて履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修取消しをした科目の代わりに新たな科目を履修することはできない。
- (5) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (6) 各セメスターにおいて履修登録できる単位数（以下「履修登録制限単位数」という。）の合計は、次のとおりとする。ただし、KGUキャリアデザイン入門Ⅰ、KGUインターンシップⅠ（事前指導）、KGUインターンシップⅡ（実習）、KGUインターンシップⅡ（長期実習）、司書課程開講科目、学校図書館司書教諭課程開講科目、教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ（幼稚園）、教育実習Ⅲ（小学校）、特別支援教育実習、学校インターンシップⅠ、学校インターンシップⅡ、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲの単位は、履修登録制限単位数に算入しない。

第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
24	24	24	24	24	24	24	24

- (7) 所定の履修登録期日後における履修科目の変更は、原則として認めない。
 - (8) クラス指定の科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。
 - (9) セメスター別に配当されている科目については、上級セメスター配当科目を下級セメスターにおいて履修することはできない。
 - (10) 同一講時に2科目以上登録した場合及び同名の科目を重複登録した場合（特別に定める場合を除く。）は、それらの科目の登録をすべて無効とする。
 - (11) 既に修得した科目は、再履修することができない。
 - (12) 教育上の理由で履修者数を制限する科目の履修方法については、別に定める。
(再入学者及び復学者の履修)
- 第9条 退学者が再入学した場合の履修については、原則として再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。
- 2 前項の再入学する前に修得した科目の単位の認定については、別に定める。
(他学部科目の履修)
- 第10条 他学部が指定する「他学部開講科目」を履修することができる。
- 2 前項以外の他学部科目の履修を希望する場合には、所定の他学部受講願を教務課に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 他学部で履修し修得した科目は、自主選択科目とする。ただし、授業内容が本学部の科目に相当することを本学部で認めた場合には、共通科目又は専門科目として認定することがある。
(副専攻課程の受講等)
- 第11条 本学部の学生は、他学科又は他学部は設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられている授業科目を履修することができる。
- 2 副専攻課程で履修し修得した単位は、自主選択科目として認定する。
(大学以外の教育施設等における学修)
- 第12条 文部科学大臣が認定する技能審査等の合格に係る学修を、60単位を超えない範囲で、本学部の単位として認定することがある。
- 2 前項の技能種目及び認定基準については、別に定める。
(新入生の既修得単位の認定)
- 第13条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに、本学部の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することがある。
- 2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。
- 3 認定は、入学年度の4月に行う。
- 4 認定を希望する者は、履修登録の期限までに教務課へ申し出なければならない。
(留学により修得した単位の認定)
- 第14条 別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本学部の単位として認定することがある。
- 2 前項の認定単位は、第12条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えないことができない。

(横浜市内大学間単位互換協定大学)

第15条 横浜市内大学間単位互換協定大学で横浜市内単位互換履修生として修得した単位は、本学部単位として認定することがある。

2 前項の認定単位は、第12条第1項、第13条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を越えることができない。

3 前項により履修し修得した単位は、自主選択科目とする。

4 横浜市内単位互換履修生及び単位認定の手続きは、別に定める。

(単位互換特別履修生の単位の認定)

第15条の2 本学と協定を締結した国内他大学で単位互換特別履修生として修得した単位は、本学部単位として認定することがある。

2 前項の認定単位は、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を越えることができない。

3 単位互換特別履修生及び単位認定の手続きは、別に定める。

(海外語学研修の単位認定)

第16条 本学の国際センターが主催する語学研修については、1言語につき1研修に限り、卒業所要単位として認定することができる。

(卒業見込証明書の発行)

第17条 第6セメスター末における修得単位数と第7セメスター及び第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第7セメスターに発行することができる。

2 第7セメスター末における修得単位数と第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第8セメスターに発行することができる。

(コースの設置)

第18条 本学部内に小学校教育コース及び幼児教育コースを置き、各コースの履修定員は、原則として70名とする。

2 本学部の学生は、第2セメスター末までに希望する所属コースを申請し、教務委員会の承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合は、教務委員会の議を経て第4セメスター末にコースの変更を認める場合がある。

(幼稚園教諭免許状)

第19条 本学部幼児教育コースの学生は、幼稚園教諭1種免許状を取得するものとする。

2 幼稚園教諭1種免許状の取得に関しては、別に定める。

(小学校教諭免許状)

第20条 本学部小学校教育コースの学生は、小学校教諭1種免許状を取得するものとする。

2 小学校教諭1種免許状の取得に関しては、別に定める。

(特別支援学校教諭免許状)

第20条の2 特別支援学校教諭1種免許状を取得するためには、小学校教諭1種免許状を取得しなければならない。

2 特別支援学校教諭1種免許状の取得に関しては、別に定める。

(保育士資格)

第21条 本学部幼児教育コースの学生は、保育士の資格を取得するものとする。

2 保育士の資格取得に関しては、別に定める。

(取得可能な教育職員免許状及び保育士資格)

第21条の2 各コースにおいて取得できる教育職員免許状の種類及び保育士資格は、別表第2に定めるとおりとする。

(図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程)

第22条 図書館法及び学校図書館法に基づく図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の科目の履修については、別に定める。

2 前項に定める科目は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。

(学修経費等の負担)

第23条 科目により、次の各号の学修経費等を徴収することがある。

(1) 校外実習、インターンシップ、フィールドワーク等、学外での学修活動を必要とする科目における交通費、調査旅行費、拝観料など

(2) 徴収を予告した科目に係る学修の経費

2 学修経費等の徴収については、別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月1日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2018年4月19日に改正し、2018年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の関東学院大学教育学部履修規程第20条の2の規定は、2017年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、2019年2月21日に改正し、2019年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規定にかかわらず、2018年度以前に入学した者に係る第19条、第20条、第20条の2及び第21条については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この規程は、2021年2月15日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月30日に改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年3月16日に改正し、2023年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規定にかかわらず、2022年度以前に入学した者に係る第8条第2項第6号については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この規程は、2024年2月26日に改正し、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年9月11日に改正し、2025年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

教育学部卒業要件

（1）教育学部こども発達学科小学校教育コース

2023年度以降の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		42	28 「教育・保育」分野の小学校教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		14	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位
総 計		124単位	

2019～2022年度の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		42	28 「教育・保育」分野の小学校教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		14	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
総 計		124単位	

2017・2018年度の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		40	26 「教育・保育」分野の小学校教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		16	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
総 計		124単位	

(2) 教育学部こども発達学科幼児教育コース

2023年度以降の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目印から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		30	16 「教育・保育」分野の幼児教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		26	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位
総 計		124単位	

2019～2022年度の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目印から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		30	16 「教育・保育」分野の幼児教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		26	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
総 計		124単位	

2017・2018年度の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目印から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	8	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	26単位	
専門科目	学科基幹科目	6	「こども発達論Ⅰ」「こども発達論Ⅱ」「キリスト教と教育」
	学科専門科目	8	「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」
		30	16 「教育・保育」分野の幼児教育コースの必修科目
			8 「心理」分野の選択必修科目から
			6 「健康・福祉」分野の選択必修科目から
		26	こども発達学科専門科目から（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		28単位	教育学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位（ただし、「キャリア分野」科目を含まない）
総 計		124単位	

別表第2（第21条の2関係）

取得可能な教育職員免許状および保育士資格

（1）2019年度以降の入学生

コース	免許状の種類および資格
小学校教育コース	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 知的障害者 特別支援学校教諭一種免許状 肢体不自由者 特別支援学校教諭一種免許状 病弱者
幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状 保育士

（2）2017・2018年度の入学生

コース	免許状の種類および資格
小学校教育コース	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 知的障害者 特別支援学校教諭一種免許状 肢体不自由者 特別支援学校教諭一種免許状 病弱者 保育士
幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 知的障害者 特別支援学校教諭一種免許状 肢体不自由者 特別支援学校教諭一種免許状 病弱者 保育士

（3）2015・2016年度の入学生

コース	免許状の種類および資格
小学校教育コース	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 保育士
幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 保育士